

令和5年度
ドライバー再教育講習促進
助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人奈良県トラック協会（以下「協会」という。）の会員事業者がドライバー等に対する再教育の実施を促進する為、奈良交通自動車教習所（以下「教習所」という。）に奈良県内営業所に所属するドライバー等を派遣した場合の費用を助成し、会員事業者の輸送の安全の確保に資することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成対象者は、協会会員で会費の滞納がない事業者とする。

(対象講習)

第3条 助成対象となる講習は、「ドライバー再教育講習」及び「安全管理者講習」とする。

(事業期間)

第4条 本要綱に定める助成事業は、令和5年4月1日から令和5年12月28日までとする。ただし、予算額に達し次第、本助成事業は終了する。

(助成金の交付)

第5条 協会は、教習所より受講料の請求があった場合には、その内容を精査し、予算の範囲内で当該助成金額を確定し、交付するものとする。

(キャンセル料金の負担)

第6条 講習日から起算して7日前からのキャンセルは、その講習費用の実費分を会員事業者が負担しなければならない。

(報告の義務)

第7条 助成金の交付を受けた会員事業者は、協会が必要と認める場合には、所要の報告をしなければならない。

(受講申込通知)

第8条 対象講習を受講しようとする会員事業者は、受講者、受講講習について事前に協会へ通知するものとする。ただし、1社ごとに年間を通じて各講習2名までとする。

(助成金の返還)

第9条 協会は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

- (1) この要綱その他協会が定める事項に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、その運用に関し必要がある場合には、別に定めるものとする。

(附 則)

1. この要綱は、令和5年4月1日より適用する。